

令和2年 第7回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日 時 令和2年(2020年)7月31日(木)午後2時00分～午後2時45分

2. 場 所 総合教育センター 2階 講座室

3. 出席者 <教育委員会>

教育長	木下 誠	教育委員	瀧川 光治
教育委員	江原 礼子	教育委員	川崎かおり
教育委員	太田 洋子		

<事務局>

教育総務部長	馬場 一憲	保健体育課長	中江 洋忠
学校教育部長	早崎 潤	こども発達支援センター所長	岡本 綾子
こども未来部長	大野 浩史	社会教育課長	佐藤 直子
生涯学習部長	村田 正則	スポーツ振興課長	古結 孝広
こども未来部参事	岡田 章	教育政策課長	石田 亮一
学校教育部副参事	廣重久美子	教育政策課主任	中谷 克也
総合教育センター所長	永嶺 香織	教育政策課主任	寺内 みこ

4. 欠席者 なし

5. 傍聴人 1名

6. 議 事

(1) 開会宣言 木下教育長(午後2時00分)

(2) 日程報告 木下教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 1 令和2年第6回定例会会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第4号の承認(専決第23号)

日程第 4 議案第35号の審議

日程第 5 議案第36号の審議

日程第 6 議案第38号の審議

日程第 7 議案第40号の審議

日程第 8 議案第41号の審議

日程第 9 議案第34号の審議

日程第10 議案第37号の審議

日程第11 議案第39号の審議

木下教育長より「日程第9については、意思形成過程における案件であるため、

日程第10および日程第11については、個人情報を含むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか」との発議があり、全委員はこれを了承。

日程第9から日程第11は非公開の秘密会となる。

(3) 令和2年第6回定例会会議録の承認（日程第1）

令和2年第6回伊丹市教育委員会定例会（令和2年（2020年）6月26日（金）開催）会議録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告（日程第2）

「7月分人事報告」・「6月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「6月分の寄附採納報告」・学校教育部及びこども未来部、生涯学習部、人権教育室、市立伊丹高等学校の「6月分行事実施報告」・「8月分行事実施予定」について、書面により報告し、質疑応答を行った。

(5) 報告第4号（専決第23号）の承認（日程第3）

木下教育長より「報告第4号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第23号 令和2年度伊丹市一般会計補正予算【教育関係費】（7月補正）の要求について」を議題とする旨の発議の後、「緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、教育総務部長より補足説明があり、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第23号」を承認。

(6) 議案第35号の審議（日程第4）

木下教育長より「議案第35号 伊丹市立総合教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「伊丹市立総合教育センターを旧稲野幼稚園跡地に移転するため、「伊丹市立総合教育センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を制定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、全委員一致で、「議案第35号」を可決。

(7) 議案第36号の審議（日程第5）

木下教育長より「議案第36号 伊丹市立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「伊丹市立総合教育センターを旧稲野幼稚園跡地に移転することに伴う所要の規定整備を行うため、「伊丹市立総合教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」を制定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で、「議案第36号」を可決。

質疑応答

- 太田委員 改正後の第2条第2項で「前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるとき」は、総合教育センターの開館時間を変更することができる」と規定していて、例えば土曜日は開館日となっているが、4連休の中日で利用者がいないことが予想されるときに休館することはできるのか。
- 学校教育部長 具体的な運用については、その都度検討する必要があると考えている。
- 太田委員 総合教育センターは一般に開放していない施設なので、例えば学校閉庁日は併せて休館するなど、職員の働き方改革も視野に入れて検討したらいいと思う。
- 学校教育部長 ご意見を参考に今後検討してまいりたい。

(8) 議案第38号の審議（日程第6）

木下教育長より「議案第38号 学校運営協議会を設置する学校について」を議題とする旨の発議の後、「伊丹市立伊丹特別支援学校から学校運営協議会の設置計画書が提出されたため、同校に学校運営協議会を設置しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で、「議案第38号」を可決。

質疑応答

- 江原委員 学校から提出された設置計画に「障がいを持った」という表現があるが、「障がいのある」だと思うので確認いただければと思う。もう1点、「3計画」に各学期の活動内容を記載いただいているが、今後、事務局も協力しながらこの内容について深めていただくことを期待する。
- 学校教育部長 「障がいを持った」という表現について、事務局も気が付かず申し訳ない。内容についても指導助言しながら進めてまいりたい。

(9) 議案第40号の審議（日程第7）

木下教育長より「議案第40号 伊丹市立小中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則及び伊丹市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「学校運営協議会の全校設置に伴う所要の規定整備を行うため、「伊丹市立小中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則及び伊丹市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」を制定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、全委員一致で、「議案第40号」を可決。

(10) 議案第41号の審議（日程第8）

木下教育長より「議案第41号 改定版「今後の特別支援教育のあり方」（基本方針）につ

いて」を議題とする旨の発議の後、「平成25年以降の特別支援教育を取り巻く環境の変化に対応し、特別支援教育のさらなる充実を図るため、「改訂版「今後の特別支援教育のあり方」（基本方針）」を決定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、3ページの「(3) ICTの積極的な活用による教育の推進」の「③ ICTを活用した学習指導の充実」を学校が取り組むべきことがイメージできるような表現に改めることを条件に、全委員一致で、「議案第41号」を可決。

質疑応答

太田委員 ICTの活用に関する記載が入っていてありがたく思う。3ページの「(3) ICTの積極的な活用による教育の推進」に「③ ICTを活用した学習指導の充実」として「各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育器材の適切な活用を図ります。」とあるが、特別支援教育において具体的にどのような取組を想定されているのか教えていただきたい。

学校指導課長 前回の協議会で太田委員から情報提供いただいた「教育の情報化に関する手引き」においてもICTを活用した学習の充実として、様々なツールの活用を図っていくことが記されており、この文章は新学習指導要領の総則から引用したものである。

太田委員 書いてあることは分かるが具体的にどのようなことをするのかイメージしにくい。おそらくその子にあったツールと手法を取り入れて指導するということだと思うので、誰が読んでも分かるような記載にする方がいいと思う。

木下教育長 具体例を記載した方がいいということか。

太田委員 文部科学省の手引きにも具体例がたくさん載っていたし、そこから引用して後ろに参考文献として載せておくといいのではないか。いきなり特別支援教育で「各種の統計資料や新聞」と聞いてもハードルが高く、現場は何をしたらいいか分からないと思う。もう少し分かりやすい部分を引用されたらいいと思う。

木下教育長 基本方針にどこまで具体的なことを書くのかということもあると思う。

太田委員 現場が取り組みやすいように書くべきで、例えば「個々に応じた伝え方をしていく」という風に少し工夫して書いたらと思う。

木下教育長 特別支援教育と一言で言っても個々に障がいの程度は異なっているから、その子に合ったICTを活用して理解を深めていくことが大事だということ述べている。

太田委員 少し分かりにくいので、「また、…」という形で具体的な方策を補足するなどの工夫がないと、今のままでは取組につながらないと思う。もう1

点、内容ではないが、通常このような基本方針があったら、5年間の進捗確認が思う。10ページに記載されている取り組むべき項目をチェックリストにして、年1回確認される際のチェックポイントにされたらいいと思う。支援が必要な学校に対しては私たちも一緒にフォローしていきたいと思うので、また情報提供いただきたい。

学校指導課長 これまでも基本方針の項目をチェックリストにして、年1回状況調査を行っているところであるが、ご指摘いただいたように今回の改訂に併せてチェックリストも見直したいと思う。

川崎委員 学校指導課長とお電話でお話しさせていただいたが、委員の皆さんにも情報共有させていただきたい。実は、発達障害のある中学生の保護者の方から相談を受けている。「サポートファイルを所有しているがコロナの影響で担任の先生にお渡しするタイミングがなくて不安である。」とおっしゃっていて、ファイルを拝見したがとても分厚くて驚いた。おそらく先生方に対して研修等もされていると思うが、どこまで理解が深まっているかということが疑問である。小学生のときは特別支援学級に在籍していたそうで、担任の先生が綺麗にファイリングされていたが、とても分厚くて保護者の方も見方が分からない様子であった。個別指導計画には合理的配慮のことなどが記載されているので、小学校から中学校にしっかりついていくと同時に保護者の方への説明も必要だと感じた。事務局にお聞きしたいのは、合理的配慮について先生方とコーディネーターの理解がどれだけ進んでいるかということである。

学校指導課長 より良い特別支援教育を進めるためには、何よりも教員の理解を深めることが重要であると考えている。ご指摘いただいたように特別支援教育が始まって10年以上が経過しているが、まだまだ研修が必要だと感じている。実際に保護者の方からサポートファイルをめぐるとの対応のなかで「先生から無理解な言葉を受けた」とか「つらい思いをした」という声を聞くこともあり、教員等に対する研修を積んで理解を深めていかなくてはならないと感じている。コーディネーターの中には初心者もいるので、研修会や担当者会においてサポートファイルの説明をし、活用の仕方や保護者との共有の仕方について研修を行っているところであるが、今後も継続して資質の向上を図っていく必要があると感じている。また、サポートファイルは保護者の持ち物としているが、学校で先生がファイリングして活用するという仕組みの中で、保護者の方がすべての内容を把握するのは難しいということもあると思う。今後も懇談等を利用し、子どものための支援につ

いて共有する場を持つということを大事にしていかななくてはならないと
考えている。

木下教育長 平成25年度から3か年にわたって文部科学省のインクルーシブ教育シ
ステム構築事業の指定を受けて、その中で啓発用の冊子をまとめた。合理的
配慮を含む特別支援教育に関する様々なことをまとめたもので、伊丹の
財産だと思っている。これを有効に活用していきたい。

川崎委員 懇談でも先生と話せる時間が限られているし、サポートファイルはとて
も分厚いので、何か工夫が必要だと思う。私は、今必要な配慮がぱっと見
て分かることが大事だと思うので、例えば必要なことが1枚にまとめられ
ているような形が望ましいと思う。

木下教育長 過去にどのような配慮をしてきて今は何が必要かということをも
とめるとのことか。

川崎委員 必要なところをぱっと見られたらいいと思う。

学校教育部長 サポートファイルの書式等については、関係者で組織する特別支援教育
審議会において検討しており、実は改訂したばかりである。今後実際に現
場で利用を進め、保護者や教員から改善に向けた意見をいただきながらよ
り良いものに変えていけたらと思っている。

川崎委員 保護者と先生の意味疎通が円滑になればと思うのでよろしくお願
いしたい。

木下教育長 2ページで、前回の協議会において瀧川委員から対象者が増えている状
況において、作成率だけでは取組が進められていないような印象を受ける
ので、作成数を記載してはどうかというご意見をいただいた。作成数を記
載したところ平成27年度に297件であったものが31年度は554
件で大きく増加していることが一目瞭然となり、変えてよかったと思っ
ている。

(11) 議案第34号の審議（日程第9）

秘密会での審議の後、全委員一致で、議案第34号「伊丹市立学校の学校医、学校歯科医お
よび学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定の申出について」を
可決。

(12) 議案第37号の審議（日程第10）

秘密会での審議の後、全委員一致で、議案第37号「伊丹市特別支援候育審議会委員の委嘱
または任命について」を可決。

(13) 議案第39号の審議(日程第11)

秘密会での審議の後、全委員一致で、議案第39号「学校運営協議会委員の委嘱について」を可決。

(14) 閉会宣言

木下教育長(午後2時45分)

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 木下 誠

伊丹市教育委員会委員 江原 礼子